

所管事務調査

調査事項

小中学校の給食費の値上げ方針について

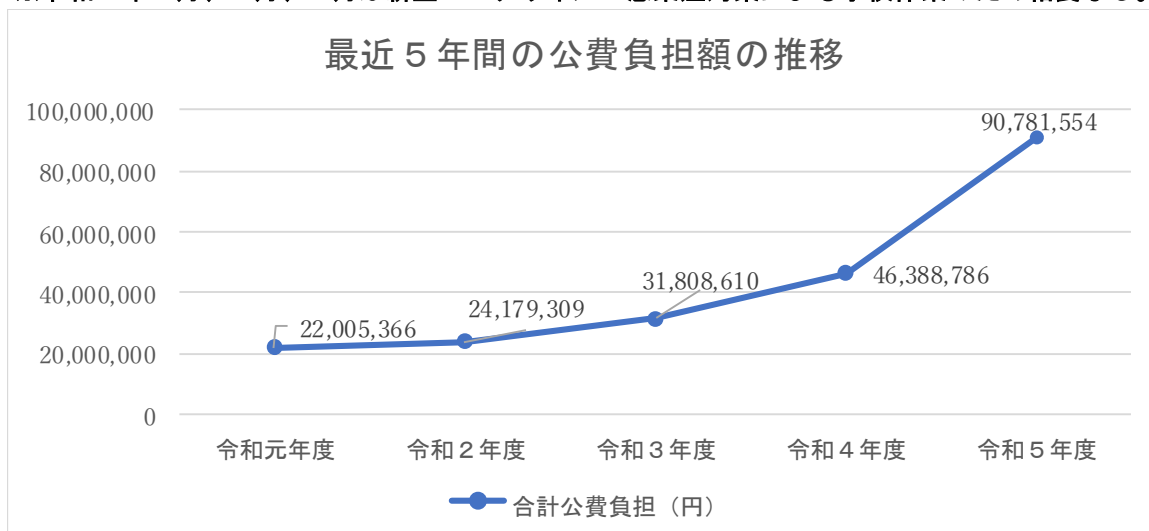
1. これまでの長久手市の学校給食費推移

値上げ時期	小学校	中学校
昭和 47 年 8 月	60 円	75 円
昭和 49 年 1 月	75 円	90 円
昭和 49 年 7 月	100 円	120 円
昭和 50 年 7 月	120 円	140 円
昭和 51 年 5 月	135 円	160 円
昭和 52 年 9 月	145 円	170 円
昭和 53 年 9 月	150 円	180 円
昭和 55 年 6 月	160 円	190 円
昭和 57 年 4 月	170 円	200 円
平成元年 4 月	175 円	206 円
平成 3 年 10 月	195 円	226 円
平成 10 年 9 月	205 円	235 円
平成 25 年 4 月	220 円	260 円

2. 最近5年間の公費負担額の推移（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R6 決算見込み
小学校公費負担	16,147,824	17,831,771	23,203,046	32,827,181	62,354,930	75,421,725
小学校公費負担1食当たり	20.59	22.4	25.68	36.48	69.97	89.01
中学校公費負担	5,857,542	6,347,538	8,605,564	13,561,605	28,426,624	34,095,717
中学校公費負担1食当たり	20.82	22.28	26.28	39.09	80.16	91.12
合計公費負担（円）	22,005,366	24,179,309	31,808,610	46,388,786	90,781,554	109,517,442

※令和2年3月、4月、5月は新型コロナウイルス感染症対策による学校休業のため給食なし。



3. 令和6年度一般会計補正予算（第4号）の賄材料費不足分要求内訳

		1 学期食数	1 食あたり		
		301,965食	309円		
小学校	1 学期賄材料費支出	実施回数	1 日あたり	×188 回＝	決算見込額
	93,311,319円	67回	1,392,706円		261,828,776円
		1 学期食数	1 食あたり		
		132,309食	351円		
中学校	1 学期賄材料費支出	実施回数	1 日あたり	×181 回＝	決算見込額
	46,456,284円	64回	725,879円		131,384,178円
			1 日あたり		決算見込額
合計	139,767,603円		2,118,586円		393,212,954円
					小中学校賄材料費当初予算
					359,983,529円
					差引補正予算要求額
					33,229,425円

4. 値上げの経緯（いつから検討し、何の資料を用い、何の会議（出席者）を経て、どのように値上げの方針を決めたのか。）

1 学期分の賄材料費の支払が終わった時点で、決算の見込みを試算したところ、このままでは年度末には予算が不足する状態であったため、関係各部と協議し補正予算で賄材料費を増額することになりました。併せて、現在の食材費の高騰化も踏まえ、来年度の給食費も見直す必要があったため、新年度の公費負担額と保護者負担額の単価設定について関係各部と協議、検討した上で、市長へ教育部の考えを伝え、了承を得ました。

日程	内容	参加者
5月21日	給食センター運営委員会で各委員に令和5年度の公費負担の状況（約9,078万円）を報告し値上げを検討していく方針を伝える。	PTA 代表、校長代表、指導保育士、保育園保護者代表、瀬戸保健所環境・食品安全課代表、東名古屋長久手医師会代表、教育部長、所長、担当
8月22日	1 学期の賄材料費支払状況から令和6年度の決算見込みを試算。	給食センター
9月 初旬	教育部内で令和6年度補正予算と令和7年度の給食費の値上げ額を検討。	教育部長、教育部次長、所長、担当
10月 2日	市長同席の会議で物価高騰のため令和7年度に給食費を改定する方針を説明。	市長、副市長、参事、市長公室長、総務部長、くらし文化部長、福祉部長、子ども部長、建設部長、教育部長、市長公室次長、秘書課長、教育部次長、所長、担当
10月 8日	12月補正予算での賄材料費増額を要求。	財政課長、同補佐、財政担当、所長、担当
10月22日	二役レクで令和7年度の給食費値上げ額と公費負担額を決定。	市長、副市長、参事、市長公室長、総務部長、教育部長、財政課長、所長、担当
11月13日	市議会全員打合会で物価高騰のため令和7年度に給食費を改定する方針を説明。	教育部長、教育部次長、所長、担当
11月18日	各学校を通じておしらせ「令和7年度からの小中学校給食費の改定について」を保護者宛てに送信。	給食センター

5. 学校給食費の改定に必要な手続き（どこで規定しているのか）

長久手市立長久手給食センター設置条例第4条第2項では「給食センター運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について審議する。」とあるため、今後、速やかに給食センター運営委員会を開催したうえで、市議会でご審議いただく予定です。

6. 給食費（一部、全部）が公費の児童生徒数及びその支援制度

(1) 就学援助費（全額補助）

本市では、お子さんを市内の小中学校へ通学させるのに経済的に困りの保護者の方に対し、学用品費、学校給食費等を援助する制度があります。

この制度は、市民税が非課税の方や、児童扶養手当が支給されている方など特に経済的に困っている方などが全額公費負担の対象になります。

	R5. 5. 1 現在在学 児童生徒（人）	対象児童生徒 （人）	給食延回数 （回）	所要金額 （円）	補助額（円）
小学校	4, 523	195	24, 244	5, 333, 680	5, 333, 680
中学校	2, 057	138	16, 333	4, 246, 580	4, 246, 580
合 計	6, 580	333	40, 577	9, 580, 260	9, 580, 260

(2) 特別支援教育奨励費（2分の1補助）

特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援学級教育普及奨励を図ることを目的として、保護者の負担能力の程度に応じて教育費等を補助します。

●令和5年度対象児童生徒数 60人

(3) 生活保護（全額補助）

生活保護を受けられている方は全額給食費分を支援されていますが、詳細は教育部では把握していません。